

貸 借 取 引 参 加 者
代 表 者 殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
代表執行役社長 櫛田 誠希

貸借取引の申込停止措置の実施について

最近における貸借取引の利用状況等に鑑みて、下記のとおり申込停止措置を実施することといたしましたので、ご通知申し上げます。

貴社におかれましては、当該銘柄の置かれている状況をご理解のうえ貸借取引をご利用いただくとともに、併せて当該銘柄の制度信用取引をご利用されるお客様に対しましても、同措置による制度信用取引のご利用等にかかる制約についてご注意、ご説明いただくようお願い申し上げます。

なお、今後、急激な貸付株券の不足状態の発生等により、「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」に定める品貸料の最高料率にかかる臨時措置を実施することもあります。

記

1. 対象銘柄

コード	対象銘柄
6502	(株)東芝

2. 停止の対象とする申込み

イ. 制度信用取引の新規売り（自己の信用売りを含む。以下同じ。）に伴う貸株申込および制度信用取引の新規売りに伴う融資返済申込み

ロ. 制度信用取引による買い（自己の信用買いを含む。以下同じ。）の現引きに伴う融資返済申込みおよび制度信用取引による買いの現引きに伴う貸株申込み

ただし、弁済繰延期限到来分の制度信用取引による買いの現引きに伴う融資返済申込みおよび制度信用取引による買いの現引きに伴う貸株申込みにつきましては対象外といたします。

また、東証市場銘柄が対象の場合、PTS 市場における貸借取引対象銘柄にも同じ措置が適用されますのでご注意ください。

本措置実施前に既に金融商品取引所または PTS に発注されている制度信用取引の新規売り注文および既に金融商品取引業者で受付けている制度信用取引による買いの現引き注文にかかる貸借取引の申込みにつきましては対象外といたします。

3. 実施日

2021 年 4 月 7 日（約定日）

以 上